

## 公開質問状 ～生活保護基準引き下げ違憲訴訟最高裁判決に関して～

全国生活と健康を守る会連合会

全国生活と健康を守る会連合会（全生連）は、憲法25条が保障する「健康で文化的な生活」の実現を目指し、「生存権」を運動の柱に据えて、低所得者層を中心に、地域の人たちの生活保護の相談や税などの学習会を行っている全国組織の団体です。

2012年改定による生活保護基準引き下げに対して、少なくない私たち会の会員が不服審査請求を行い、その処分を違憲として訴訟の原告となりました。全国で29地裁に31件が提訴され、地裁では原告が20勝11敗、判決の出ている高裁では7勝5敗となっています。2025年6月27日にそのうちの愛知と大阪の控訴審の最高裁判決が出され、国および自治体の引き下げ処分が違法であったとの判断が下されました。こうした情勢の中で、下記の点について貴党のご意見や考えをお伺いしたく存じます。

Q1) 最高裁判決に対しての貴党のコメントをご記述ください。

Q2) 最高裁判決から10日を経ても国は、原告や弁護団に謝罪をしていません。この対応について、ご意見をお聞かせください。

Q3) 今後、全国で約千人の同種訴訟の原告および当時の生活保護利用者も含めて、生活保護基準を引き下げ前の2012年基準に戻し、減額によって侵害された生存権の回復が求められることになると思いますが、それに対して貴党の取り組みのスタンスを、できれば具体的にご記述ください。

Q4) 低く抑えられてきた生活保護基準により、とりわけ昨今の物価高騰、猛暑の中で、生活保護利用者は命の危機の状況にあり、早急な対応を求めています。貴党は緊急対応実施にむけて取り組んで頂けるでしょうか？

Q5) 今回の様なことが繰り返されないように、引き下げに至った経過や仕組みの検証が必要だと考えます。貴党として国会などでその解明に取り組んで頂けるでしょうか？

Q6) 次回の生活保護基準改定にあたっては、基準引き下げ要因となる第1・十分位の消費支出と比較するやり方を改め、「健康で文化的な最低限度」の基準となるように改善することが必要だと思います。また、改定の検討過程に当事者の意見が反映する仕組みも必要だと考えていますが、貴党の考えをご記述ください。

Q7) 生活保護制度の利用に対する誹謗中傷やスティグマ（烙印）の払拭について、貴党の考えをお聞かせください。

**\*大変恐縮ではございますが、ご回答を7月15日までにお寄せ頂ければと存じます。ご回答については、当会のホームページおよび会員宛部内資料に掲載することをご了承ください。**

# 自由民主党

## Q1～7 をまとめて下記文章で回答

2025.7.15

- Q1) 最高裁判決に対しての貴党のコメントをご記述ください。
- Q2) 最高裁判決から10日を経ても国は、原告や弁護団に謝罪をしていません。この対応について、ご意見をお聞かせください。
- Q3) 今後、全国で約千人の同種訴訟の原告および当時の生活保護利用者も含めて、生活保護基準を引き下げ前の2012年基準に戻し、減額によって侵害された生存権の回復が求められることになると思いますが、それに対して貴党の取り組みのスタンスを、できれば具体的にご記述ください。
- Q4) 低く抑えられてきた生活保護基準により、とりわけ昨今の物価高騰、猛暑の中で、生活保護利用者は命の危機の状況にあり、早急な対応を求めています。貴党は緊急対応実施にむけて取り組んで頂けるでしょうか？
- Q5) 今回の様なことが繰り返されないように、引き下げに至った経過や仕組みの検証が必要だと考えます。貴党として国会などでその解明に取り組んで頂けるでしょうか？
- Q6) 次回の生活保護基準改定にあたっては、基準引き下げ要因となる第1・十分位の消費支出と比較するやり方を改め、「健康で文化的な最低限度」の基準となるように改善することが必要だと思います。また、改定の検討過程に当事者の意見が反映する仕組みも必要だと考えていますが、貴党のお考えをご記述ください。
- Q7) 生活保護制度の利用に対する誹謗中傷やスティグマ（烙印）の払拭について、貴党の考えをお聞かせください。

### (回答)

#### 国民の信頼に基づく生活保護制度の実現

生活保護が、真に必要な人に行き渡るよう取組みを強化するとともに、制度に対する国民の信頼と安心を確保し、納税者の理解の得られる公正な制度にします。そのため、生活保護受給者の状況・課題に応じたきめ細かな就労支援や、子育て世帯に対する進路選択の支援の充実などを進めます。また、多剤・重複投薬の対策強化、オンライン資格確認の基盤を活用した頻回受診に係る適正受診指導、医療・健康データの分析を通じた取組みの推進等による、医療扶

助の更なる適正化を着実に実施していきます。併せて、デジタル技術の活用によるケースワーカーの業務負担軽減を図るとともに、福祉事務所の人員体制確保に取り組みます。

#### 生活困窮者の自立に向けた支援の強化

生活困窮者の自立を促進するため、支援につながっていない生活困窮者を把握し、世帯全体への支援につなげる相談支援体制の整備を進めます。そのため、住まいの相談への対応や住居確保給付金の拡大等による居住支援の強化、就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進、子供の学習・生活支援等に着実に取り組みます。

# 立憲民主党

2025年7月8日

公開質問状 生活保護基準引き下げ違憲訴訟最高裁判決に関して～

全国生活と健康を守る会連合会

全国生活と健康を守る会連合会 (全生連) は、憲法25条が保障する「健康で文化的な生活」の実現を目指し「生存権」を運動の柱に据えて、低所得者層を中心に、地域の人たちの生活保護の相談や 税などの学習会を行っている全国組織の団体です。

2012年改定による生活保護基準引き下げに対して、少なくない私たちの会の会員が不服審査 請求を行い、その処分を違憲として訴訟の原告となりました。全国で29地裁に31件が提訴され、地裁では原告が20勝11敗、判決の出ている高裁では7勝5敗となっています。2025年 6月27日にそのうちの愛知と大阪の控訴審の最高裁判決が出され、国および自治体の引き下げ処 分が違憲であったとの判断が下されました。こうした情勢の中で、下記の点について貴党のご意見 やお考えをお聞かせください。

Q1)最高裁判決に対しての貴党のコメントをご記述ください。

今回の最高裁判決は、2013年からの生活保護基準額の引き下げについて、厚生労働大臣の判断には裁量権の範囲の逸脱や濫用があり違法であったと明確に示した画期的な判決であり、立憲民主党はこの判決を高く評価します。長い間、裁判を戦ってこられた原告・弁護団・全ての関係者の方々のご尽力に敬意を表します。

立憲民主党は政府に対して、今回の最高裁判決を踏まえて真摯に対応するよう、強く求めています。その第一歩として、6月30日に厚生労働部門会議を開き、原告および弁護団の方々、厚生労働省など関係省庁からヒアリングを行いました。

Q2)最高裁判決から10日を経ても国は、原告や弁護団に謝罪をしていません。この対応について、ご意見をお聞かせください。

最高裁が違法と認めたにもかかわらず、政府が未だに謝罪すらしないことは、極めて不誠実な対応と言わざるを得ません。石破総理と福岡厚生労働大臣は、最高裁判決を真摯に受け止めて速やかに原告に面会して謝罪すべきです。

Q3)今後、全国で約千人の同種訴訟の原告および当時の生活保護利用者も含めて、生活保護基準を引き下げ前の2012年基準に戻し、減額によって侵害された生存権の回復が求められることになると思いますが、それに対して貴党の取り組みのスタンスを、できれば具体的にご記述ください。

立憲民主党は厚生労働省に対して、生活保護の減額分の遡り支給に向けて原告・弁護団と協議する協議会を設置するよう求めています。また、生活保護の減額は保育料や介護保険料の減免など、47にも上る制度に影響を与える余地があると指摘されているため、厚生労働省はその影響を丁寧に検証して、対応を検討すべきです。

Q4)低く抑えられてきた生活保護基準により、とりわけ昨今の物価高騰、猛暑の中で、生活保護利用者は命の危機の状況にあり、早急な対応を求めています。貴党は緊急対応実施にむけて取り組んで頂けるでしょうか？

世界的な原材料・エネルギー高、円安などの影響で、国民生活は食料品をはじめ、かつてない物価高にさらされています。生活保護の基準額が引き下げられたことにより、生活保護の受給者は物価高によって非常に厳しい生活を強いられています。また、今年も猛暑日や真夏日が続いており、熱中症の危険度が高まっています。こうした状況を踏まえて、生活保護受給者に対する緊急対応の実施の是非について検討すべきです。

Q5)今回のようなことが繰り返されないように、引き下げに至った経過や仕組みの検証が必要だと考えます。貴党として国会などでその解明に取り組んで頂けるでしょうか？

生活保護減額の大きな要因の1つは、2012年の衆院選で自民党が生活保護費の給付水準の10%引き下げを公約に掲げ、自民党政権の下で大きく削減しなければならなくなったことです。政権への忖度や当時の自民党とのやり取りを検証して明らかにするよう、厚生労働省に強く求めています。また、厚生労働省は同じようなことが二度と起きないようにするため、再発防止策についても検討すべきです。

Q6)次回の生活保護基準改定にあたっては、基準引き下げ要因となる第1・十分位の消費支出と比較するやり方を改め、「健康で文化的な最低限度」の基準となるように改善することが必要だと思えます。また、改定の検討過程に当事者の意見が反映する仕組みも必要だと考えていますが、貴党のお考えをご記述ください。

水準均衡方式を見直すとともに、健康で文化的な最低限度の生活を保障できる生活保護基準を検討し、必要な措置を講じるべきです。また、改定の検討過程に当事者の意見を反映することは、生活実態を反映した改定となることが期待されるため、必要であると考えます。

Q7)生活保護制度の利用に対する誹謗中傷やスティグマ(烙印)の払拭について、貴党の考えをお聞かせください。

貧困が命に関わる危険な状態を招く事例も少なくありません。生活保護受給資格の要件を分かり易く提示し、要件を満たした場合は適切に受給資格を付与するとともに、受給資格があるにもかかわらず給付を受けない事態が放置されないように対応すべきです。また、生活保護の申請は国民の権利であることを明確化するとともに、生存権保障を強化する観点から、生活保護法のあり方を見直すべきです。

\*大変恐縮ではございますが、ご回答を7月15日までにお寄せ頂ければと存じます。ご回答については、当会の

ホームページおよび会員宛部内資料に掲載することをご了承ください。

立憲民主党 御中

2025年7月8日

全国生活と健康を守る会連合会 事務局長・西野武

# 日本共産党

全国生活と健康を守る会連合会 公開質問状への回答

日本共産党

Q1) 最高裁判決についての貴党のコメントをご記述ください。

【回答】

2013～2015年に自公政権が強行した最大10%の生活保護費削減にたいし、国の措置を違法と断じる統一判断を司法が示したもので、極めて大きな意義を持つ画期的判決であると考えます。原告、弁護団、関係者の皆様のご努力に、心からの敬意を表します。

「いのちのとりで」の裁判と判決は、自公政権が進めてきた生活保護費の減額政策、社会保障費削減路線を大本から問うものであり、今回の勝利を力に、国の政策の全面転換を求めていくことが必要であると考えています。

Q2) 最高裁判決から10日を経ても国は、原告や弁護団に謝罪をしていません。この対応についてご意見を聞かせてください。

【回答】

最高裁の統一判断は、保護費削減に際して厚生労働省が用いた指標が、統計や専門的知見との整合を欠くうえに、同省が専門家の部会に諮ることなく独断で削減を行ったことを、「過誤」「欠落」として断罪しました。

その判決を受けながら、国が、原告への謝罪を未だ行っていないことは、原告・弁護団も批判しているとおり、人権無視と司法軽視、生活保護の利用者を対等な交渉相手とは認めないと言わんばかりの差別的姿勢にほかなりません。

国は、司法が下した判決を受けとめ、まず、原告全員に謝罪するのが当然です。現在係争中のものも含め、すべての原告の訴えを受け入れ、裁判所を終結させるべきです。

Q3) 今後、全国で約千人の同種訴訟の原告および当時の生活保護利用者も含めて、生活保護基準を引き下げ前の2012年基準に戻し、減額によって侵害された生存権の回復が求められることになると思いますが、それに対して貴党の取り組みのスタンスを、できれば具体的にご記述ください。

【回答】

違法が認定された保護費の減額決定は取り消し、削減前の水準に速やかに戻するのが当然です。被害の回復をはかるため、不当に削減された分の保護費を国が“返還”することも求められます。違法な保護基準削減の被害は、原告以外の全国の利用世帯にも及んでいます。保護費が減額されたすべての利用者にたいし、支給水準の復元や被害の回復など全面的な救済措置が講じられるべきと考えます。

Q4) 低く抑えられてきた生活保護基準により、とりわけ昨今の物価高騰、猛暑のなかで、生活保護利用者は命の危機の状況にあり、早急な対応を求めています。貴党は緊急対応実施

に向けて取り組んで頂けるでしょうか？

【回答】

保護基準を削減前の水準に速やかに戻すとともに、現下の物価高騰や猛暑などにも対応した、保護費の増額・充実の措置が行われるべきです。

この間、物価高騰対策として特別加算を設けるなどの対応がとられていますが、まったく不十分な水準にとどまっています。すべての利用世帯にたいし、物価高騰に見合う水準への引き上げを行うことが必要です。

自公政権によって削減・改悪されてきた、期末一時扶助や住宅扶助の、復元・改善を進めます。廃止された老齢加算の復活、夏季加算の導入なども求めていきます。

Q5) 今回のようなことが繰り返されないように、引き下げに至った経過や仕組みの検証が必要だと考えます。貴党として国会などでその解明に取り組んで頂けるでしょうか？

【回答】

なぜ、このような違法行為が国により行われたのかについて、原告を含めた当事者も参加する検証機関をつくり、徹底的な検証と再発の防止をはかることを政府に要求します。

当時、厚労省がさまざまな“数字の偽造”を行ってまで、強引な保護基準引き下げを実行した背景に、2012年総選挙で政権に復帰した自民党が「生活保護費10%削減」を選挙公約に掲げていた事情があったということが、多くの識者から指摘されています。そうした問題を含め、国会で徹底的な追及を行っていきます。

Q6) 次回の生活保護基準改定にあたっては、基準を引き下げる要因となる第1・十分位の消費支出と比べるやり方を改め、「健康で文化的な最低限度」の基準になるよう改善することが必要だと思います。また、改定の検討過程に当事者の意見が反映する仕組みも必要と考えていますが、貴党のお考えをご記述ください。

【回答】

自公政権は2000年代の半ばから、一般世帯の消費水準との比較を考慮していた生活扶助の基準に、所得下位10%の低所得者層と「均衡」させるという考え方を持ち込みました。日本の生活保護捕捉率は15～20%とされ、低所得層のなかには、生活保護を利用せず保護基準以下の生活に耐えている人が多いです。それらの層とも「均衡」をはかるとなれば、保護基準は際限なく下がり、「健康で文化的な基準」は保障されません。

生活保護基準は、最低賃金、就学援助、医療・介護の負担減免基準など、生活保護以外の福祉制度の基準と連動しており、その切り下げは社会保障全体を後退させます。

保護世帯と、保護を利用していない低所得世帯の分断をあおり、貧困を競わせ合う政策はやめるべきです。保護基準の改定の在り方を抜本的に見直し、当事者の意見が反映する仕組みもつくって、生存権保障にふさわしい水準に引き上げることを求めます。

Q7) 生活保護の利用に対する誹謗中傷やスティグマ（烙印）の払拭について、貴党の考えをお聞かせください。

**【回答】**

生活保護は、憲法 25 条に明記された国民の生存権を守る“最後の砦”であり、その利用に対する誹謗中傷は、国民の人権にかけられた攻撃です。生活保護の利用を“恥”と見なすスティグマの問題をめぐっては、国連社会権規約委員会からも、「公的福祉給付に付随したスティグマ」を「解消」するため、教育・啓発等の取り組みを行うことが、日本政府に勧告されています。

日本共産党は、国民の人権にかけられた攻撃を、社会的連帯の力で跳ね返す運動の先頭に立ちます。事実にもとづかない生活保護バッシングを、事実と道理、人権の立場で打ち破り、スティグマをなくして、生活保護を必要とするだれもが受けられる制度にするため、全力をつくします。



# れいわ新選組

2025 年 7 月 15 日

全国生活と健康を守る会連合会 御中

公開質問状（生活保護基準引き下げ違憲訴訟最高裁判決に関して）に対する回答

れいわ新選組政策審議会

（質問状）

全国生活と健康を守る会連合会(全生連)は、憲法 25 条が保障する「健康で文化的な生活」の実現を目指し、「生存権」を運動の柱に据えて、低所得者層を中心に、地域の人たちの生活保護の相談や税などの学習会を行っている全国組織の団体です。

2012 年改定による生活保護基準引き下げに対して、少なくない私たちの会の会員が不服審査請求を行い、その処分を違憲として訴訟の原告となりました。全国で 29 地裁に 31 件が提訴され、地裁では原告が 20 勝 11 敗、判決の出ている高裁では 7 勝 5 敗となっています。2025 年 6 月 27 日にそのうちの愛知と大阪の控訴審の最高裁判決が出され、国および自治体の引き下げ処分が違憲であったとの判断が下されました。こうした情勢の中で、下記の点について貴党のご意見や考えをお聞かせください。

Q1) 最高裁判決に対しての貴党のコメントをご記述ください。

（回答）2012 年衆院選の公約に自民党が掲げた生活保護削減を実施する際に恣意的に基準を引き下げたことを最高裁が認定した。私たちも権利である生活保護の受給を訴えてきましたが、何よりもこれは「いのちのとりで訴訟」に取り組まれた皆さんの尽力のたまものだと考えております。

Q2) 最高裁判決から 10 日を経ても国は、原告や弁護団に謝罪をしていません。この対応について、ご意見をお聞かせください。

（回答）国の誤った政策について最高裁が認めたのですから、速やかに謝罪し、本来受けることができたはずの生活保護の部分についての補償についても試算し、速やかに行うべきです。

Q3) 今後、全国で約千人の同種訴訟の原告および当時の生活保護利用者も含めて、生活保護基準を引き下げ前の 2012 年基準に戻し、減額によって侵害された生存権の回復が求められることになると思いますが、それに対して貴党の取り組みのスタンスを、できれば具体的にご記述ください

(回答) 政府に対しては、この判決に基づいた補償を求めるとともに、速やかに緊急の予備費の支出や、補正予算などで予算措置などを行い、補償に充てるべきと訴えたいと考えます。

Q4) 低く抑えられてきた生活保護基準により、とりわけ昨今の物価高騰、猛暑の中で、生活保護利用者は命の危機の状況にあり、早急な対応を求めています。貴党は緊急対応実施にむけて取り組んで頂けるでしょうか？

(回答) れいわ新選組では、低所得者ほど負担率が重たい消費税の廃止を求めています。同時にすぐに季節ごとの現金給付措置を求めています。これは夏場・冬場の光熱費一律の補助の意味も含まれています。それぞれが必要に応じて支出できる補助です。

Q5) 今回のようなことが繰り返されないように、引き下げに至った経過や仕組みの検証が必要だと考えます。貴党として国会などでその解明に取り組んで頂けるでしょうか？

(回答) 厚生労働委員会や予算委員会など関係する委員会で政府がなぜあのような恣意的な減額を急に行ったのか、当時の政権交代直後の自民党政権の意向を忖度したのではないか、など真相究明を求めています。

Q6) 次回の生活保護基準改定にあたっては、基準引き下げ要因となる第 1・十分位の消費支出と比較するやり方を改め、「健康で文化的な最低限度」の基準となるように改善することが必要だと思います。また、改定の検討過程に当事者の意見が反映する仕組みも必要だと考えていますが、貴党のお考えをご記述ください。

(回答) 保護基準を第 1・十分位層（所得階層を十等分して一番低い層）との比較を考慮して決めるとなれば、際限ない基準引き下げとなることは明らかなです。同時に最近の物価高騰を随時反映するような保護基準が必要であり、そのためには丁寧な生計費調査や実際に保護を受けている人や支援団体へのヒアリングは必須です。また、社会保障審議会生活保護基準部会への生活保護利用の当事者、支援団体などの参画も必要と考えます。

Q 7) 生活保護制度の利用に対する誹誘中傷やスティグマ(烙印)の払拭について、貴党の考えをお聞かせください。

(回答) 生活保護は憲法で保障された生存権を具体化した制度であり、暮らしに困った時の生活保護利用は、医療・福祉制度利用同様に、権利であることを厚生労働省はじめ自治体の生活福祉の担当部署がきちんと広報すべきです。また、扶養照会など、まず家族による支えを困窮者側に対して求める現状の制度の運用に大きな問題があります。世帯を構成する対象者個人の経済状況や生活困窮の実態を優先し、扶養照会なしに速やかに支援を行えるようにすべきです。医療扶助・住宅扶助など生活保護の単給の仕組みも充実させることで、生活がぎりぎりまで困窮する前に支援を受けられるように、生活保護をもっと利用しやすくすべきです。

以上

# 社民党

全国生活と健康を守る会連合会 御中

## 「公開質問状」アンケート

**Q 1) 最高裁判決に対しての貴党のコメントをご記述ください。**

**(回答)**

社民党は、最高裁が 2025 年 6 月 27 日に言い渡した「いのちのとりで裁判」における生活保護基準の引き下げ違法判決を強く支持します。最高裁は、2013～2015 年の 3 年間にわたる生活扶助基準の引き下げについて、「専門的知見との整合性を欠き、判断過程や手続きに過誤あり違法」と明確に断じました。

この「違法判断」により、国による不当な引き下げ措置は司法によって否定され、原告の正当性が最終的に認められたことを、社民党は評価しています。

**Q 2) 最高裁判決から 10 日を経ても国は、原告や弁護団に謝罪をしていません。この対応について、ご意見をお聞かせください。**

**(回答)**

国と政府は、最高裁で「生活保護の引き上げは、憲法違反である」と断じられたことを真摯に受け止め、原告はじめ全国のすべての生活保護受給者、ならびに弁護団に速やかに謝罪をし、当事者らの声を聞き、保護費を引き下げがどういった経緯で行われたかやその原因について説明し、是正に向けた抜本的な対応策などを協議・検討する場を設けるべきと考えます。

**Q 3) 今後、全国で約千人の同種訴訟の原告および当時の生活保護利用者も含めて、生活保護基準を引き下げ前の 2012 年基準に戻し、減額によって侵害された生存権の回復が求められることになると思いますが、それに対して貴党の取り組みのスタンスを、できれば具体的に記述ください。**

**(回答)**

引き下げ前の 2012 年の水準に戻すこと、減額によって侵害された生活保護費受給者の生存権の回復を社民党は強く求めています。これまでも社民党は、2013 年以降の生活保護費引き下げを「憲法 25 条が保障する生存権を侵害するもの」として強く批判してきました。政府が生活扶助基準の引き下げを「物価下落」や「一般低所得世帯とのバランス」

によると説明していたことについても社民党は「根拠のない恣意的判断」であり、「裁量権の逸脱」と批判してきました。

今回の最高裁判決（いのちのとりで裁判）で引き下げが違法と判断されたことを「歴史的な判決」として歓迎しています。引き下げが違法とされた今、まずやるべきは2012年の水準へ速やかな回復です。

引き下げ分の補填・遡及的支給（生活実態に応じた補償）、生活保護利用者・支援者との協議制度の創設、生活保護パッシングを助長した政府の姿勢に対する謝罪と制度的是正、制度を「施し」ではなく「権利」とするための生活保障法の制定などの回復措置を求めています。

2012年基準への復元を出発点とし、「違法な引き下げ」によって損なわれた生存権の実質的な回復と制度的な再構築を強く求めています。生活保護は人間の尊厳を守る「命綱」であり、その制度の運用が恣意的・政治的判断で揺らぐことがあってはならないと考えます。「生活保護は人間の尊厳を守るための最後の命綱。恣意的な政治判断で削るべきではない」（社民党声明より）というのが社民党の基本的な考えであり、それは今後も変わりありません。

**Q 4）低く抑えられてきた生活保護基準により、とりわけ昨今の物価高騰、猛暑の中で、生活保護利用者は命の危機の状況にあり、早急な対応が求められています。貴党は緊急対策実施に向けて取り組んでいただけるでしょうか？**

**（回答）**

社民党は、ただちに食料品消費税ゼロを実現します。日本のエンゲル係数は28.3%先進国で最高です。一方で実質賃金は5ヵ月連続のマイナスで、食料品はじめ物価高騰に賃金の上昇が追いつかず、庶民の生活を圧迫されています。特に低所得世帯や生活困窮世帯ほど増える食費負担の家計へのダメージは深刻です。

このため、社民党は、「食料品の消費税 ゼロ」を即時実施し、かつこれを恒久的に実施すべきと考えています。命をつなぐ食料品には課税させないというのが基本方針です。世界でも多くの国が食料品は「ゼロ税率や非課税」としています。財源は約4.8兆円必要ですが、防衛予算の削減、法人税引上げや大企業の優遇税制の見直し、内部留保への課税、富裕層への所得税の累進課税強化などで捻出できます。

さらに、トランプ関税で日本の雇用に深刻な影響が出た場合は、3年間 消費税ゼロを断行し、内需拡大を図ります。使い途のない大企業の内部留保金が601兆円に達しています。大企業に応分の負担を求めます。内部留保金に課税し消費税減税の財源や、中小企業の賃上げ支援の原資にします。

ちなみに601兆円の内部留保金に約4%課税するだけで消費税全額に補填可能、食料品については0.8%課税で賄うことが出来ます。大企業への消費税の輸出戻し税で10

兆円が見込まれています。

**Q 5) 今回のようなことが繰り返されないように、引き下げに至った経過や仕組みの検証だと考えます。貴党として国会などでその解明に取り組んでいただけるでしょうか？**

**(回答)**

はい、喜んで取り組ませていただきます！

社民党は、生活保護費引き下げに至った経過と仕組みについて、徹底した検証と再発防止の制度化が必要であると考え、国会でも追及していきます。特に、2013 年～2015 年に実施された生活扶助費の最大 10%の引き下げは、「生活保護バッシング」に迎合した政治的判断であり、科学的根拠や人間の尊厳に基づいていないと指摘してきました。引き下げの根拠となった「デフレ対応」や「一般低所得世帯との均衡」も、恣意的な比較やデータ操作的な側面があったと批判してきましたが、今回の 2025 年 6 月 27 日の最高裁判決でも、生活保護基準引き下げの手続き的瑕疵（誤ったデータ比較、検証不足）を指摘し、違法と断じました。生活保護制度の信頼を損なう暴挙であり、検証なきままの再引き下げは断じて許されないと考えます。

社民党はこの判決を「国の裁量権の逸脱が司法により正され、制度の構造的欠陥が明らかになった」として、政策決定過程の検証を国会レベルで行うことを提案しています。

社民党は、引き下げのような重要な制度変更を行政内部の裁量で行わせないため、「いのちのとりで裁判」の判決をもとに検証強化を要求します。生活保護基準設定に関する第三者機関（独立審議会）の設置、利用当事者・専門家・福祉現場の声を反映した意思決定体制、過去の政策過程（特に 2012～2015 年）の透明な検証と公文書開示などの第三者機関による透明な基準設定の仕組みを提案しています。

**Q 6) 次回の生活保護基準改定にあたっては、基準引き下げ要因となる第 1・十分位の消費支出と比較するやり方を改め、「健康で文化的な最低限度」の基準となるように改善することが必要だと思います。また、改定の検討過程に当事者の意見が反映する仕組みも必要と考えていますが、貴党のお考えをご記述ください。**

**(回答)**

社民党は、憲法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活」は、単なる「衣食住」の最低基準ではなく、尊厳ある人間らしい生活を送るための包括的な概念であると位置づけています。この基準は、行政が一方的に数値的に決めるのではなく、「市民感覚・当事者の実感・社会的合意」を反映して決定されるべきです。

健康で文化的な最低限度の生活」という憲法 25 条の理念を真に実現するためには、

生活保護制度の設計・運用において、当事者（生活保護利用者）の意見を正当に反映する仕組みが不可欠であると考えています。

制度の基準改定にあたっては、利用者・支援団体・福祉現場の意見を公式に聴取する場（公聴会・審議会など）を常設したり、生活保護に関する審議機関（例えば「最低生活保障審議会」など）には、生活保護利用者・経験者の代表を明記して参加させたり、生活実態調査などの設計・評価にも、当事者モニター制度などを通じて意見を反映する仕組みを導入するなど当事者の声が政策に届く制度的仕組みを整備することを提案しています。

現行の生活保護制度は、「最後の手段」として申請を躊躇させる設計がなされており、利用者の声が通りにくい制度設計になっていることを社民党は問題視しています。これに代わる形で、生活保護を「権利」として明確化し、制度設計の段階から当事者参加を保障する「生活保障法」の制定を提唱しています。

**Q 7) 生活保護制度の利用に対する誹謗中傷やスティグマ（烙印）の払拭について、貴党の考えをお聞かせください。**

**（回答）**

生活保護制度に対する誤解や偏見、誹謗中傷、そして利用者に対するスティグマ（烙印）を人権侵害であり、制度の信頼と正当な利用を妨げる重大な社会問題と位置づけ、社民党はその払拭に向けて明確な姿勢と対策をこれまでも打ち出しています。

利用者を怠惰・不正と決めつけるような社会の偏見に対して、「制度を利用することは恥ではない」というメッセージを国・自治体・メディアが率先して発信すべきだと主張しています。「困ったときはお互いさま。生活保護は社会全体の支え合いの仕組みです」という考えを広く国民に浸透させることが重要です。

生活保護利用者へのバッシングや「自己責任論」について、特にメディアや政治家（一部の国会議員）の発言によって助長されてきたことを厳しく批判。2012年以降に広がった「不正受給」や「働かない人がもらっている」といった論調について、制度を萎縮させ、命を危険にさらす風潮として断罪しています。

政府や自治体が制度の利用方法・意義をわかりやすく発信したり、学校・地域での福祉教育に生活保護の基本理解を含める報道ガイドラインの整備／偏見助長報道の是正、当事者が声をあげやすい社会風土の醸成と支援などで制度の正しい理解を広げ、スティグマを解消するために情報発信と教育による誤解の払拭を提案しています。

制度を「最後の手段」から「必要なとき誰でも使える入口」へ転換するため、生活保障法から「生活保障法」へと改正することで制度改革と合わせてスティグマを解消することを提唱しています。あわせて運用面における窓口での対応改善や自治体職員の人権研修の徹底などを通じて、利用者を尊重する対応を制度的に保障することも重視しています。